

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月10日（木）午後1時30分から午後2時06分
2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎2階 第1・2会議室
3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	10番	齊 藤 常 夫
会長職務代理	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	海老原 茂
委 員	2番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	飯 泉 秀 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	6番	前 島 守
委 員	7番	菊 地 典 夫
委 員	8番	羽 田 茂
委 員	9番	矢 口 剛

農地利用最適化推進委員（10人）

委 員	大山 謙吉
委 員	榎田 実
委 員	飯田 一夫
委 員	文隨 靖
委 員	中島 一郎
委 員	小菅 庄一
委 員	吉田 義博
委 員	豊島 芳夫
委 員	羽田 貞義
委 員	飯泉 博

農業委員会事務局職員（4人）

事務局 長	成 嶋 均
事務局 長補佐	浅 野 博之
主 査	大久保慎太郎
	青木 憲一

4. 欠席委員
なし

5. 傍聴者
なし

6. 議案

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について |
| 議案第3号 | 非農地証明発行可否について |
| 議案第4号 | 現況証明発行可否について |
| 議案第5号 | 農地改良協議に対する同意について |
| 議案第6号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定） |
| 議案第7号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業） |
| 議案第8号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について |

報告事項

- ①農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ③農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ④制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（成嶋事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和3年6月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

ここで皆様にお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い致します。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番、会長挨拶、齊藤会長よりご挨拶いただきます。齊藤会長お願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

皆様、6月の定例総会にご出席頂きまして誠に有難うございます。

各委員の皆様、田植えは終わったと思いますが、ここにきて真夏日が続いております。

皆様方には体調管理を十分にさせていただきまして、熱中症等にならないよう注意していただき作業にあたっていただきたいと思います。

本日の総会は議案 8 件、報告事項 4 件となっております。

皆様方の御協力をいただいて、スムーズに議事が運びますように、お願いしたいと思います。なお、私事で恐縮ですが、ここ数カ月で体調を崩しまして、休みが多くなっております。皆様方に大変ご迷惑をお掛けしておりますけれども、よろしく申し上げます。以上で、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

1. 事務局（成嶋事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員 10 名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員さん 10 名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

まず、議事日程の 3 番であります議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、1 番、海老原委員、2 番、萱橋委員の 2 名にお願いしたいと思います。書記は、事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第 5 条の規定による転用許可申請は 4 件となっております。1 ページを

ご覧ください。

受付番号1番、申請理由は自己住宅建築のための贈与となっております。申請地は、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも畑、面積は**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも畑、面積は**■**m²、合計2筆、**■**m²でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも畑、面積は**■**m²でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも畑、面積は**■**m²でございます。

続きまして受付番号4番、申請理由は駐車場整備のための売買となっております。申請地は、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも畑、面積は**■**m²でございます。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず、伊奈地区につきまして、2番、萱橋委員よりお願いします。

1. 萱橋委員

それでは報告いたします。6月3日、午前9時より、メンバーは、中山職務代理、菊地委員、私、事務局からは成嶋局長、大久保主査の5名で書類審査及び現地調査を実施しましたので結果を報告します。

受付番号1番、申請内容は畑2筆、499m²を親族2名より贈与を受け、自己住宅を建築する予定です。場所の詳細は地図の2ページをご覧ください。申請地は**■**の裏手にある一団の畑作地域の一角です。農地区分は、おおむね10ha以上の農地の区域内にあり、1種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており、自己住宅建築の許可要件を満たしていると考えられます。

以上報告して各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。続いて、谷和原地区につきまして、1番、海老原委員より報告をお願いします。

1. 海老原委員

はい、それでは議案第1号農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての受付番号2番、3番、4番を、去る6月3日に行った書類審査、現地調査について報告します。なお、調査は事務局より成嶋局長、大久保主査、メンバーは、矢口委員、飯泉委員、私で行いました。

まず書類については、受付番号2番、3番、4番とも全て受理されており内容等についても問題ありませんでした。

次に現地調査について報告いたします。地図は3ページになります。申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、 、 があることから3種農地と判断いたします。申請者は、申請地1筆、 ㎡と雑種地1筆、 ㎡の合計2筆、 ㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、地図は4ページになります。本案の農地区分は受付番号2番で報告しました同字地内であり所在地の状況等についても、同様であることから3種農地と判断します。申請者は申請地1筆 ㎡を利用し自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号4番、地図は5ページになります。申請地の農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。申請者は、申請地1筆、 ㎡に普通車3台分の駐車場を整備する計画となっております。関係法令との調整も行っており、駐車場を整備するための許可要件を満たしていると考えます。

報告は以上です。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は3件となっております。6ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は
 m²、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は m²、合計
2筆、 m²の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、 字 番、地目は登記、現

況とも田、面積は■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。7番、菊地委員より報告をお願いします。

1. 菊地委員

6月3日、午前9時00分より行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程議案第1号で萱橋委員から報告のあったメンバーになります。

受付番号1番、地図は7、8ページをご覧ください。申請地は水田の方は耕作されておりませんが、畑の方は隣接する畑と一緒に作付けされている状況でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約51アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも田、1筆、■■■■㎡、登記現況とも畑、1筆、■■■■㎡、合計2筆、■■■■㎡を、規模拡大のため贈与により譲り受け、水稻、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、3番は譲受人が同一のため、一括して報告いたします。地図は9ページになります。申請地は土盛りされておりきれいに整地されている状況でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約90アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻、野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも田、2筆、■■■■㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

以上のことから、1番から3番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお

願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手あり)

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、飯泉委員。

1. 飯泉委員

事務局に伺いたい。3番の持分が[REDACTED]といった細かい数字になっているが、これはもともとこれが登記簿で細かい分筆になっているという関係があつて、細かい数字になっているのでしょうか。

1. 議 長 (齊藤会長)

事務局より説明願います。

1. 事務局 (大久保主査)

もともと、相続の時に面積が[REDACTED]m²であったものを、各々が持分により分けたものです。

1. 飯泉委員

単純に分けたということですね。わかりました。数字があまりにも細かいものでしたから。

1. 議 長 (齊藤会長)

よろしいですか、そのほかございますか。

ないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局(大久保主査)

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は2件となっております。10ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は ㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請地は、 字 番、地目は登記、田、現況、宅地、面積は ㎡でございます。以上です。

1. 議長(齊藤会長)

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず、伊奈地区につきまして、5番中山職務代理より報告をお願いします。

1. 中山職務代理

6月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程議案第1号で萱橋委員から報告のあったメンバーになります。

受付番号1番、地図は11ページになります。申請地は の南東にあります。

今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、昭和50年1月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号1番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き(農地転用関係)に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われれます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、谷和原地区につきまして、9番、矢口委員より報告をお願いします。

1. 矢口委員

6月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程議案第1号で海老原委員から報告のあったメンバーになります。

受付番号2番、地図は12ページになります。申請地は[REDACTED]の南側にあります。

今回提出されました受付番号2番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成7年5月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号2番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われまます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第3号の受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番について、ご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第3号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第3号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第4号「現況証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第4号「現況証明発行可否について」をご説明いたします。今月の現況証明願は1件となっております。13ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は ㎡でございます。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。9番、矢口委員より報告をお願いします。

1. 矢口委員

6月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程議案第1号で海老原委員から報告のあったメンバーになります。

受付番号1番、地図は14ページになります。

今回提出されました受付番号1番につきましては、現在、田として使用されている状況でした。証明を必要とする理由は、地目変更登記のためとなっております。現況証明を発行しても差し支えないと思われず。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第4号の受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第4号について、現況証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第4号は現況証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第5号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい、議案第5号「農地改良協議に対する同意について」をご説明いたします。

今月の農地改良協議書は1件となっております。15ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、 字 番の一部、地目は登記、現況とも田、面積は ㎡でございます。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、それでは現地確認及び書類審査の報告をお願いいたします。3番、飯泉委員よりお願いします。

1. 飯泉委員

6月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、議案第1号で海老原委員から報告のあったメンバーになります。

受付番号1番、地図は16ページになります。申請地は谷和原庁舎から小絹に向かう県道の 手前の信号を左折しまして、200mほど行きて右折していったところにありました。

今回提出されました改良計画の内容は、 ㎡に ㎡の土で盛土と整地工事を行う形になっております。その土をもちまして田から畑に転換するための改良工事となっております。土の搬入期間については、令和3年7月1日から令和3年8月31日までを予定しております。搬入土は、 が発注した排水路改修工事で発生した建設残土を使用する計画になっております。建設残土の置場は 市 の南方、 の近くにありまして、発生土の状態は良質であると見受けられました。この土を搬入して整地した後、ミョウガの作付けを予定となっております。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。現地確認及び書類審査の報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第5号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第5号について原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（浅野補佐）

それでは議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。17ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が12筆で、23, 206㎡、畑が70筆で、102, 766㎡、合計82筆、125, 972㎡です。貸し手が36人で、借り手が5人となります。

次に更新案件ですが、田が2筆で、7, 892㎡です。貸し手が1人で、借り手が1人となります。

合計では、田が14筆で、31, 098㎡、畑が70筆で、102, 766㎡、合計84筆、133, 864㎡です。貸し手が37人で、借り手が6人となります。

権利の設定開始は、令和3年7月1日からとなります。

詳細につきましては、18ページから22ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより審議してまいります。22ページの受付番号83番、84番は文随推進委員が議事参与になっております。したがって、2つに分けて審議を進めてまいります。まず、受付番号1番から82番までについて審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第6号の受付番号1番から82番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。全員賛成により議案第6号の受付番号1番から821番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、受付番号83番、84番を審議いたします。文随推進委員の退席をお願いします。

（文随推進委員退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは審議します。受付番号83番、84番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号83番、84番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により受付番号83番、84番は原案のとおり許可することに決定いたしました。文随推進委員の復席をお願いします。

（文随推進委員復席）

1. 議 長（齊藤会長）

以上審議の結果、議案第6号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（浅野補佐）

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を説明いたします。23ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が1筆で、700㎡です。貸し手が1人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和3年8月1日からとなります。

詳細につきましては、24ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第7号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。議案第7号は全員賛成により原案のとおり決定することにいたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（浅野補佐）

議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても25ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が1筆で、700㎡です。貸し手が1人、借り手が1人となります。

権利の設定開始は、令和3年8月1日からとなります。

詳細につきましては、26ページの農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第8号についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、飯泉委員。

1. 飯泉委員

この配分を受ける方は、住所が■■市なんですが、今回の700㎡ですが、たぶん違うところでも借りていると思いますが、つくばみらい市も含めて合計でどの程度借受け面積があるか。わかる範囲で伺う。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局より説明願います。

1. 事務局（大久保主査）

今回、つくばみらい市では初めて借りることになります。今後は、今回借りる土地の隣接地を借りる予定があると聞いております。■市の方では約10ha近く田を作付けしており、回送車により市内農地に来て田を作付けすると聞いております。

1. 飯泉委員

今後も隣接地を拡大するということですね、回送によりかなりの距離を移動しますからね。わかりました。

1. 議 長（齊藤会長）

よろしいですか。そのほかございますか。ないようですので採決いたします。議案第8号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長職務代理者）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第8号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項4件について、一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（成嶋事務局長）

報告事項①「農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は27ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が1件となります。申請理由は駐車場整備のためとなっております。

続きまして、報告事項②「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は28ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、みらい平地区が1件、小絹地区が2件となりま

す。申請理由は、宅地分譲のための売買が1件、自己住宅建築のための売買が2件となっております。

続きまして、報告事項③「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は29、30ページをご覧ください。

今回の合意解約は10件となります。解約理由は、耕作者変更のためのものが8件、中通川河川改修工事のためのものが1件、農地法第5条申請のためのものが1件となります。

続きまして、報告事項④「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は31ページになります。今回の移動届は2件となります。申請理由は、現場管理事務所を設置するためのものが1件、携帯電話用無線基地局の敷地にするためのものが1件となっております。

報告は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

以上で全ての議題が終わりました。これをもって本総会を閉会といたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名捺印する。

令和3年6月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩